

(検討会報告) フォレストック認定制度の運営管理者変更について

平成 22 年 3 月 2 日
森林吸収源検討会

当森林吸収源検討会は、「森林のCO₂吸収量及び生物多様性保全と森林管理・経営レベルの認定」(以下、「フォレストック認定」という。)制度の創設に当たり、平成 20 年 8 月以降、社団法人日本林業経営者協会とともに、森林吸収源増大と生物多様性保全への取り組みに関する調査検討を行った。

その制度設計に際しては、フォレストック認定制度の仕組みの運営及び認定証の発行を行うものとして社団法人日本林業経営者協会があたり、同社団法人内部に設置されたフォレストック運営管理委員会がフォレストック認定制度の業務全般にわたっての管理監督を行うものと提言した。

社団法人日本林業経営者協会ならびにフォレストック運営管理委員会は、平成 21 年 3 月以降、同認定制度全般の運営管理業務を、その趣旨目的に沿って支障なく行ってきたが、今後、同認定制度の認定、販売、認知、普及等をより一層速やかにかつ大幅に拡大させるためには、フォレストック認定制度の信頼性、確実性、透明性、公平性、安心感等の更なる向上を図ることが必要であり、評価基準・調査仕様の改善拡充、登録簿・無効化の整備管理、モニタリングの強化徹底、ホームページ等を含めた情報提供の拡充、バッファ規定・バンキング規定等の導入管理、CO₂吸収量の販売制度の改善整備、営業・広報活動の強化、人員の強化等を行うことが必要であるものとする。

また、これらを行うためには、人的及び財政的な基盤を持つ独立した組織が、フォレストック認定制度の運営管理等業務全般を担うことが望ましいものとする。

このたび、社団法人日本林業経営者協会及びフォレストック運営管理委員会の両者から、フォレストック認定制度の運営管理等業務のみを行う新設の一般社団法人フォレストック協会(以下、「フォレストック協会」という。)を設立し、また同時に設立される株式会社フォレストックがフォレストック協会の行う本制度の運営管理販売業務全般をサポートする体制を構築し、フォレストック協会に対し現在両者が行っている本認定制度の運営管理業務のすべてを移管し、社団法人日本林業経営者協会が理事の派遣等の関与をしつつも、組織運営的には完全に分離独立した組織にて本認定制度の運営管理業務を行う意向であるとの提言を受け、本検討会としても本制度の趣旨目的及び現状の普及状況等を検討した結果、全面的に同意するものである。

平成 22 年 4 月 1 日以降は、社団法人日本林業経営者協会ならびにフォレストック運営管

理委員会が担ってきた同認定制度の運営管理業務の全てを、フォレストック協会に全面的に移管し、今後はフォレストック協会が、本認定制度の運営管理等全業務を行うものとし、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」についてもフォレストック認定制度の適切な運用ならびに継続的な評価基準等の改善を図るため、フォレストック協会が、知見の集積ならびに関係省庁が提示する指針及び、有識者・調査審査実務者等からの意見に基づき継続的な改善に努めるものとする。

また、フォレストック協会は、フォレストック認定制度に基づき販売されるCO₂吸収量の販売価格等について、購入者への魅力を高めつつ、森林所有者の適切な森林整備が増進されるよう決定し、認定制度および販売制度のより一層の充実、整備を行うものとする。

なお、従前は社団法人日本林業経営者協会がフォレストック認定制度以外の業務も行っていたことから本認定制度の独立した運営管理・監督のためフォレストック運営管理委員会の設置を提言していたが、このたび設立されたフォレストック協会は、本認定制度の運営管理業務のみを行う組織であり、その独立性が担保されているため、フォレストック運営管理委員会については、フォレストック協会への運営管理業務の移管とあわせて廃止するものとする。

以上